

《編集・発行》

相模原市農業委員会  
相模原市中央区中央2丁目11番15号  
Tel 042-769-8292 (直通)

# 農業のうごき



まもなく収穫の時期を迎えるキウイフルーツ（緑区下九沢）

地場農産物の普及啓発を図りながら農業経営の安定と高品質で付加価値の高い農産物を提供するため、農産物のブランド化を促進しています。「やまといも」や「津久井在来大豆」などが有名ですが、キウイフルーツの生産も徐々に増えており、相模原市果実組合キウイフルーツ部会では、日々研鑽を積みながら、キウイフルーツの色に合わせて「相模レッド」「相模ゴールド」「相模グリーン」という統一名称を使用し、市内産キウイフルーツのブランド化に向けて取り組んでいます。



## 相模原市農業委員会の委員の募集について

市では、次のとおり次期農業委員（任期：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）を募集します。募集案内と申込書は、農政課、農政課津久井班、農業委員会事務局・同津久井事務所、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（橋本・中央6地区・大野南を除く）・公民館、相模原市農協及び神奈川つくい農協の各支店で配付します。また、市ホームページにも募集案内及び申込書を掲載します。

応募要件や応募方法について詳しくは募集案内をご覧ください。

**募集期間** 令和3年10月1日（金）から10月29日（金）（必着）まで

**募集人数** 19人

- 職務内容：農地の利用の最適化の推進や権利移動の許可等に関する審議、審議に関連した現場調査など（月2回程度の会議、月4回程度の現場活動）
- 応募資格：農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、職務を適切に行うことができる者
- 応募方法：自らの応募又は他薦で、所定の申込書を直接又は郵送で農政課へ提出してください。  
※直接お持ちいただく場合は農政課津久井班（津久井総合事務所本館2階）も受付可能です。
- 選考方法：書類審査や面接などによる選考
- 身分等：任期を令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする相模原市非常勤特別職職員、報酬額（月額）45,100円（改定となる場合があります。）

お問い合わせ先 | 農政課 中央区中央2-11-15 市役所本館5階 電話 042-769-9233

## 潤水都市さがみはら 第57回 相模原市農業まつり「集中行事」は中止になりました

例年11月の第2日曜日に淵野辺公園で開催している「相模原市農業まつり『集中行事（イベント）』」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止となりました。

なお、市内産の農産物を対象とした「農畜産物共進会」は、別途開催しております。詳しくは同実行委員会から関係者に案内が送付されますので、ご確認ください。

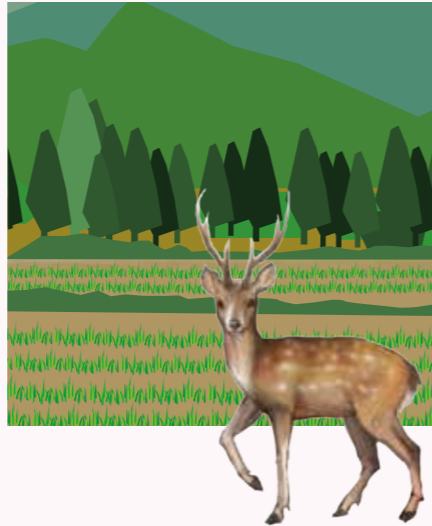
お問い合わせ先 | 相模原市農業まつり実行委員会（農政課内） 電話 042-769-8239

## 鳥獣による農業被害に遭われたら、 農業被害調査票の提出を！

サル、シカ、イノシシ等の鳥獣による農業被害が、市内各地で発生しています。被害に遭われた方は、被害の大小にかかわらず、農業被害調査票により農業被害報告をお願いします。ご提出いただいた農業被害報告により、被害の状況を把握し、今後の対策に生かしていきたいと考えています。

農業被害調査票の用紙につきましては、お近くの農協の各支店に備え付けてありますので、被害内容をご記入の上、農協の各支店や津久井地域のまちづくりセンターにご提出ください。

農業被害報告について、ご不明な点、お気づきの点がありましたら、緑区役所区政策課または農政課へお問い合わせください。



**お問い合わせ先** | **緑区における被害：緑区役所区政策課** 電話 042-775-8852  
**中央区、南区における被害：農政課** 電話 042-769-8239

## 津久井地域に

## 鳥獣被害対策相談ダイヤル開局！

農業被害を受けたら0120-44-3674へ

神奈川つくい農協が、鳥獣被害対策相談ダイヤルを開局しました。津久井地域（城山・津久井・相模湖・藤野）において農業被害（自家消費の田畑を含む）を受けた場合、専用ダイヤルに連絡をすると農協職員が現地へ赴き、①被害状況の確認 ②現場の写真撮影 ③被害報告書の作成を行います。問合せ時間は平日の8時30分から17時になります。（時間外は留守番電話で対応）



神奈川つくい農協専用ダイヤル ☎ 0120-44-3674

## 農地中間管理事業を活用して、 農地の貸し借りをしませんか

### ◎農地中間管理事業とは・・・？

市街化区域以外の農地を対象に、農業の継続が難しい方や農業の規模を縮小する方から、県知事の指定を受けた農地中間管理機構（神奈川県農業公社）が農地を借り受け、経営規模拡大や新規参入される方に貸し出すことにより、農地利用の集積・集約化を進める事業です。

### 農地を貸したい方

- ・高齢等で農業をリタイアしたい
- ・農業後継者がいないので困っている
- ・相続した農地を耕作できない

### 農地を貸す方のメリット

- ・借りる方が決まった農地は貸し付けるまで農地中間管理機構が管理
- ・賃料は農地中間管理機構から確実に支払われる
- ・契約期間終了後、農地が戻る（更新も可能）

### 公益社団法人 神奈川県 農業公社

神奈川県知事からの指定を受け、農地中間管理事業を実施している公的機関  
電話 045-651-1703



### 農地を借りりたい方

- ・経営規模を拡大したい
- ・新規参入したい

### 農地を借りる方のメリット

- ・長期間借りることができるので経営が安定する
- ・貸す方が複数人でも賃料の支払先は農地中間管理機構のみなので便利
- ・貸す農家と個別交渉の必要がない



### 農地の貸し借りについての相談窓口

相模原市農業協同組合 営農センター 電話 042-762-4336  
神奈川つくい農業協同組合 営農経済課 電話 042-784-9905  
※農業委員会事務局及び同津久井事務所でも承っています。

※遊休農地で著しく利用が困難な農地や貸し出す可能性が著しく低い農地等は借り受けることが出来ません。

## 令和3年度 相模原市農業委員会総会開催予定

- 日程 第32回 10月29日(金) 第33回 12月1日(水)  
第34回 12月27日(月)
- 開催時間 原則 午後1時30分から

総会の開催については、新型コロナウイルス感染防止対策を図るためWeb会議で開催します。

